

高崎経済大学学生ボランティア活動支援室規程

令和3年度
規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎経済大学（以下「本学」という。）に設置する高崎経済大学学生ボランティア活動支援室（以下「支援室」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援室は、本学学生のボランティア活動に対する支援を円滑に実施することを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 支援室は、次の各号に定める事項を所掌する。

- (1) 学生ボランティア活動に関する情報の提供発信に関すること。
- (2) 学生ボランティア活動の支援・教育に関すること。
- (3) 学生ボランティア団体に関すること。
- (4) 前各号に定める事項に係る事業計画案の作成に関すること。

(組織)

第4条 支援室は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 教育グループ学生支援チームリーダー
- (3) 学長が指名する教員 2人以上
- (4) 理事長が指名する事務職員 1人以上

2 前項に規定する者（以下「構成員」という。）の他、支援室に学生協働スタッフを置くことができる。

3 学生協働スタッフに関し必要な事項は、別に定める。

(任期)

第5条 前条第1項第3号及び第4号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第6条 支援室に、学生ボランティア活動支援室室長（以下「室長」という。）及び学生ボランティア活動支援室副室長（以下「副室長」という。）を置く。

2 室長は、第4条第1項第1号に規定する者をもってあてる。

3 副室長は、第4条第1項第2号に規定する者をもってあてる。

(議長及び招集)

第7条 会議は、室長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、副室長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、構成員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、議長があらかじめ定めるもののほか、2人以上の構成員からの申出によることができる。

3 会議の議事において、表決により決することが必要な場合、議長を除く出席者の過半数により決するものとする。ただし、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(学生協働スタッフの出席)

第9条 議長が必要と認めるときは、学生協働スタッフが会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、このとき当該出席者は、議決に加わることはできない。

(庶務)

第10条 支援室の庶務は、教育グループ学生支援チームにおいて処理する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、会議に諮り、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。